

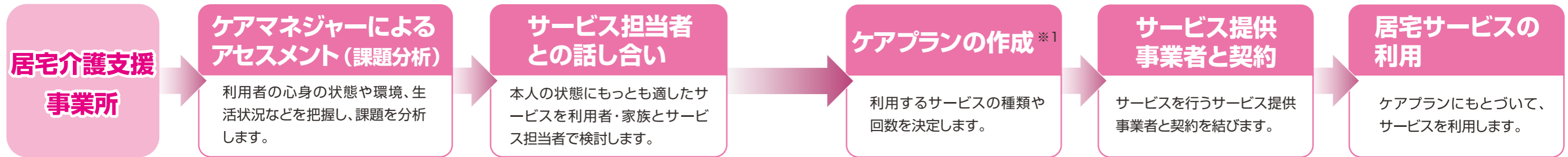
介護サービスの利用のしかたについて

認定の結果に応じてケアプランを作成し、サービスを利用します。

ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

介護の知識を広く持った専門家で、本人や家族の希望を聞き、本人に適したケアプランを作成し、利用者とサービス提供事業者の間に立って連絡調整をします。

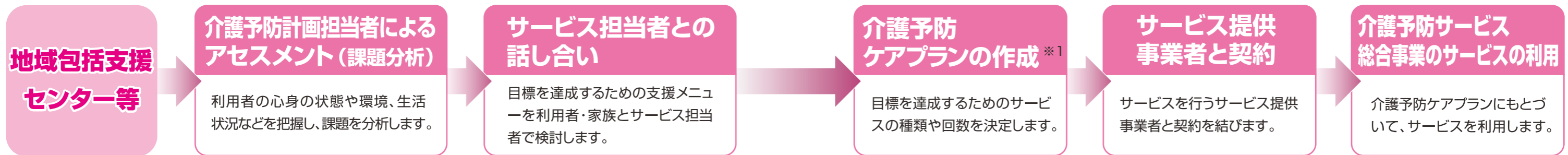
●要介護1～5の方 居宅サービス の利用のしかた



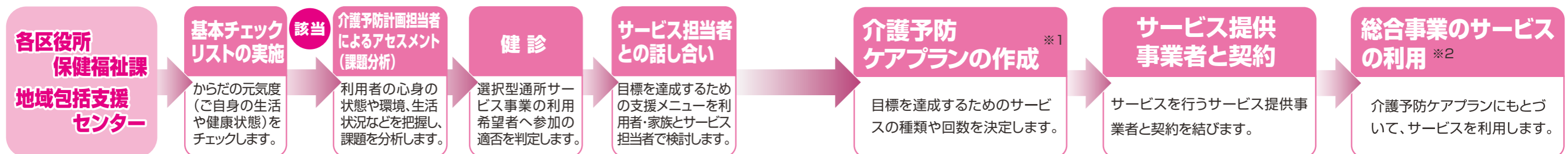
施設・居住系サービス の利用のしかた



●要支援1・2の方 介護予防サービス 総合事業のサービス の利用のしかた



●事業対象者（基本チェックリストに該当した方） 総合事業のサービス（※2） の利用 のしかた



※1 ケアプランを利用者が作成することもできますが、このときも区役所の介護保険担当へケアプランを自己作成する旨の届け出が必要です。

※2 事業対象者（基本チェックリストに該当した方）は、総合事業のサービスのうち、短期集中型のサービス（サポート型訪問サービス、選択型通所サービス）を利用することができます。総合事業については、13ページをご参照ください。